

東扇島地区の倉庫にて、本実証の産品検品及び緩衝材等の梱包、パレタイズ、ケースマークの貼付等を実施。



東扇島地区倉庫での梱包・検品の様子 (3/1)

通関時には日EU・EPAの特恵関税を活用するため、以下の手続きが必要。

## 1. 輸出する製品の関税分類番号（HSコード）を特定する

- 輸出統計品目表（税関） <http://www.customs.go.jp/yusyutu/>  
実行関税率表（税関） <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

## 2. 関税率を調べる

- TARICデータベース（欧州委員会）  
[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/dds2/taric/taric\\_consultation.jsp?Lang=en](http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/taric/taric_consultation.jsp?Lang=en)

## 3. 原産地規則を満たしているか確認する

- 原産品認定基準の確認：①完全生産品、②原産材料のみから生産される製品、③非原産材料を使用し  
附属書の品目別原産地規則（PSR）
- ③の場合には、品目別原産地規則（PSR）の詳細を確認

## 4. 原産地の証明に必要な書類を準備する

- 日本が締結したEPAのほとんどは、日本商工会議所による原産地証明書の発給を行う「第三者証明制度」を採用していますが、日EU・EPAでは第三者機関を経ずに輸出者が自ら原産地に関する申告文を作成する「自己申告制度」が採用されている。
- 具体的にはコマーシャルインボイス上に次のような申告内容を記載する必要がある。  
「The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No XXXXXXXXXXXX) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Japan preferential origin.  
(Origin criteria used) A, B」

輸出する酒類に関する日本国内の酒税免除を受けるために、次の何れかの方法にて手続を行う必要がある。

- **A. 「輸出申告書の付表」に必要項目を記載し、税関へ提出、税関審査印を取得した後に酒蔵にて保存**
- **B. 輸出者が税関より受領した輸出許可証等に基づいて次の内容を帳簿に記載・保存**
  - ① 当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量
  - ② 輸出の年月日及び仕向地
  - ③ 輸出港の所轄税関
  - ④ 当該酒類の輸出をした者が当該酒類の酒類製造者以外の者であるときは、当該輸出をした者の住所及び氏名又は名称
  - ⑤ インボイス番号

ハンブルグ港では関税及びVAT(付加価値税)の処理を行わず、保税状態でトランジット輸送を行い、ポーランド税関にて関税及びVATの処理を行う必要がある。

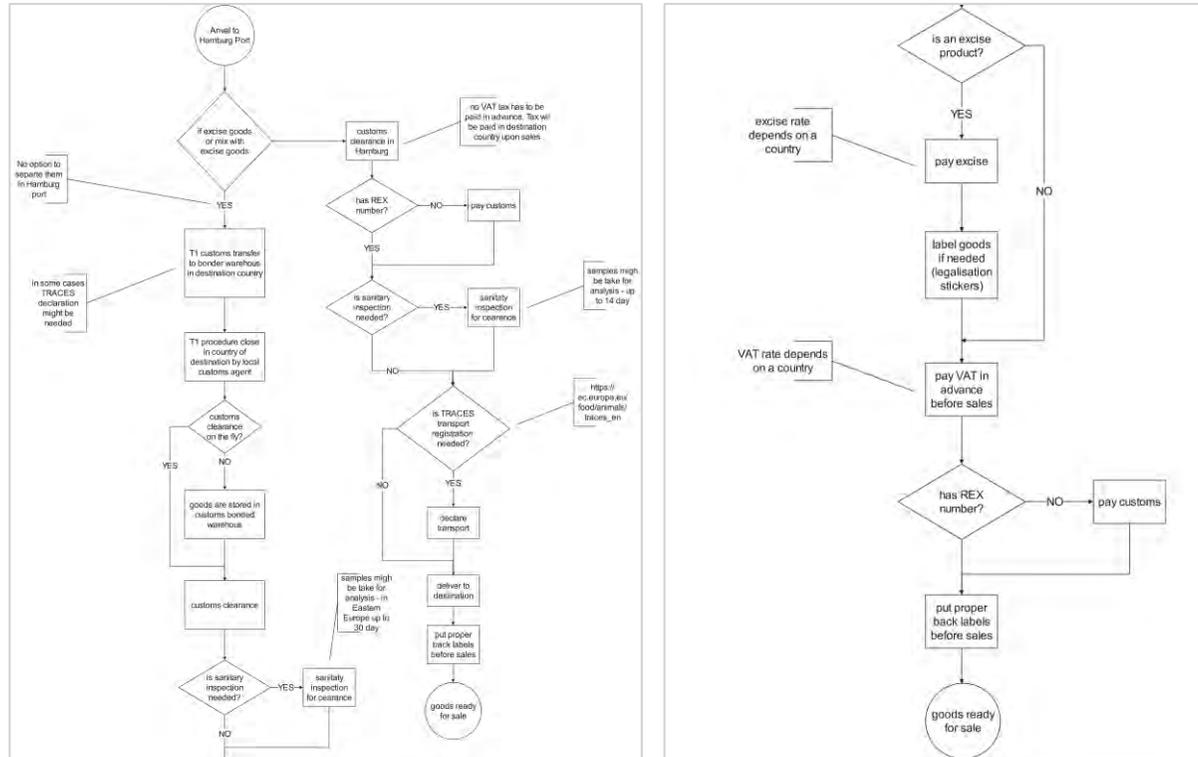
### • T-1輸送について

- T-1輸送はEU域内で行われている保税トランジットの方法
- 特に酒類については、EU域内といえども酒税は販売国にて徴収することが基本となっているため、T-1輸送が行われる
- 今回は現地卸売会社がドイツVAT番号を持たないため、酒類だけではなく全てのアイテムに関してT-1輸送を行った

### • 日程詳細

- 5月17日 : ハンブルグ港にて三菱ロジがコンテナを引取り、T1 documentにてポズナンへ保税トランジットを実行
- 5月18日 : ポーランド税関の検査場へ到着  
ウクライナ情勢の影響などもありポーランド税関は混乱状況にあり、通関に2週間程度を要する見込みに反して、約2カ月の時間を要した
- 7月9日 : 酒類の輸入通関許可
- 7月19日 : 食品アイテムの輸入通関許可

ハンブルグ港に到着してから通関を経て販売可能となるまでのプロセスをチャートに示した図である。



エクスポーター

- ポーランドおよび北欧エリアの立地は、日本からの海上輸送において非常に不利な位置にあることを改めて実感。
- 酒類に関しては、EU域内といえども酒税は販売国にて徴収することが基本となっているため、販売国で輸入通関を行うことで税務を簡素化することができる。言い換えるならば、EU輸入通関後に国境を跨るディストリビューションには複雑な税務を要する。
- これから東欧諸国に日本産酒類を展開していくためには戦略的なチャネル構築が必要となる。

酒類の合法化シールがなければ、ポーランド市場で酒類を販売することは違法になる。なお、EUではポーランドのみ、周辺国ではベラルーシやウクライナに適応される。

### 概要

- 合法化シールなしで販売した場合、罰金・懲役、酒類の販売譲歩を確実に失う刑事責任が問われる。そのようなアルコールは密輸として扱われる。合法化シールには固有のシリアル番号が記載され管理される

### シール管理・作成

- ポーランド国立造幣局によって合法化シールが印刷される
  - 誰がどのシールを受け取るかはシリアル番号で登録され、ポーランドの税関の管理下にある
  - シールを受領後、税関の印鑑で特別に登録され、封印された帳簿を維持する義務がある
  - 酒類のボトルにシールを貼るとき、日付・アルコールの種類・製造元・シリアル番号を帳簿に記載しなければならない

### 必要な書類

- 合法化シールの入手申請するたびに、以下のような多くの書類を提出する必要がある
- 政府に対する未払いの所得税および VAT 義務がないことを示す税務署からの書類
- 社会保障 ZUS からの文書で、あなたが彼らに対して未払いの義務を負っていないことを示す
- 特に脱税で刑事罰を受けていないことの裁判所からの証明書
- シール購入申請のすべての料金の支払いのコピー
- 保税倉庫を運営するライセンス
- 倉庫または物品税製品の登録受取人であることを示す特別な書類
- 最後に、個人 ID またはパスポートのコピーを提出



本事業にて輸出した製品については、現地販売・インポート企業から現地小売・外食店28店舗程にサンプル提供・売り込みを実施。



酒類のサンプル提供の様子

新しい商品を取り扱うことに懸念があるため、今後日本食文化の活用に向けた理解促進を図ることが重要。一方、東欧の情勢状況を配慮した販売方法の検討も求められる。

• **実証における商品紹介により見えてきた課題**

- 当初ターゲットにしたレストラン・小売店のスタッフにおいては、日本の食文化、食材、酒類、料理に関する知識が不十分である。多くの顧客は日本産品の価格が高すぎると受け取っている。
- 多くの顧客は、無償サンプル提供、メニュー表作成支援、客に商品説明ができるスタッフの育成支援などを期待している。商品を初めて取り扱うことに懸念示し、既に評判の高い商品を中心に扱う傾向にある。

• **課題への対応策**

- 日本文化、日本食材、日本の酒類、日本料理を広めていくセミナー、イベントやプロモーション活動を増やしていく
- レストランや店舗向けのサンプル提供機会を増やしていく
- 東欧のビジネスカルチャーや習慣、ポーランドの社会課題を日本側に正しく理解してもらえるように発信、説明を続けていく



現地販売・  
インポーター

輸出実証先（現地販売店）からのフィードバック・要望は下記の通り。

- **ポータランド内での酒類販売（オンライン含む）・プロモーション規制に理解いただきたい**
  - アルコール飲料のオンライン販売、広告（インターネット、テレビ、看板など）は違法であること等
- **現地ニーズやローカライズの重要性を理解いただきたい**
  - ポーランド人はボトルの外観でお酒を選ぶ傾向がある等
  - ポータランドに適したラベリングにしてほしい
    - 英語表記のラベルや裏ラベルの用意
    - シンプルな商品名（ヨーロッパ人にとって、日本語の発音は難しいため）
- **プロモーション支援について**
  - おちょこ、杓、飾り樽、はんてん等日本を想起させる制作物がほしい
  - 無料サンプル数を増やしてほしい
  - プロモーターとしてのバーテンダーの起用したい
- **輸送費支援について**
  - 輸送費により、販売価格が高騰してしまうため、補助をいただきたい



現地販売・  
インポーター

- 東欧の日本食市場は発展途上ではあるが、ポテンシャルは大きい
- 日本からの輸送方法には更なる工夫が必要である
- 欧州市場における経済格差をよく理解し、中長期視点で粘り強くビジネスを継続する必要がある
- 東欧ならではの歴史や文化、社会的課題、ビジネスカルチャーを正しく理解することも重要
- 東欧のネクストジェネレーションに対して継続的に日本食の価値を理解する機会を提供していくことも重要